

社会教育センター事業について

令和7年7月9日（水）

1 組織の概要①

▶ 法的位置付け

- ・社会教育法第五条第4号の「その他の社会教育施設」として位置づけられ、同法第五章「公民館」条項の規定を踏まえ、社会教育事業を実施。
- ・杉並区立社会教育センター条例及び同条例施行規則、杉並区立社会教育センター処務規則に基づき、事業を実施。

▶ 沿革

- ・社会教育センターは、杉並公民館の事業を継承し、平成元年に開設。区民の多様な学習・文化要求に対して、その機会と場を提供し、生涯学習社会の実現をめざす社会教育活動の拠点として高円寺地域区民センターとの複合施設として設置された。開設当初は、成人教育事業のみならず、文化事業なども所掌。
- ・その後、杉並文化協会への文化事業への移管、学校支援課への青少年活動・家庭教育事業への移管、科学館からの区民向け科学教育事業からの移管などを経て、現在の事業体系に至っている。

2 組織の概要②

▶ 人員体制等

- ・ 杉並区立社会教育センター処務規則に基づきセンター所長をはじめとする常勤職員9名及び会計年度任用職員7名の計16名。
- ・ 常勤職員には、社会教育主事2名を含んでいる。
- ・ 社会教育センターは、高円寺地域区民センターと併設された施設であり、施設貸し出し・施設管理等については、指定管理事業者に処理を委ねている。
- ・ 後述する次世代型科学教育推進事業は、イマジナス（IMAGINUS）の運営事業者へ委託を実施。

▶ 附属機関との連携

- ・ 区全体の社会教育行政全般を所掌する杉並区社会教育委員の会議の報告書を踏まえ、社会教育センターでは事業の見直しを行ってきた。

3 事業の概要①

▶ 社会教育センターの所掌事項

○センターの施設及び備付器具の利用並びに維持管理に関する事項 (指定管理者に行わせる管理の業務を除く)

○社会教育関係団体等の育成及び連絡調整に関する事項。

○社会教育に係る資料の収集及び提供に関する事項。

○社会教育に係る学級、講座、展示会その他の各種事業に関する事項 (家庭教育に関するものを除く)

- ・成人学習支援
- ・社会参加支援
- ・ユネスコ活動支援
- ・社会教育団体協働事業 (総合文化祭・文化団体育成 等)
- ・科学教育の推進

○社会教育活動に対する指導、助言及び相談に関する事項。

- ・社会教育士の活用 (社会教育士と創る学び合い)

○社会教育指導者の養成及び研修に関する事項。

4 事業の概要②

- ▶ 社会教育センター事業のあらまし
→別紙「社会教育センター パンフレット」を参照。



- ▶ 各事業の実績等
→近年の事業実績については、別紙「社会教育センター事業実績推移」を参照。

5 成人学習支援①

▶ すぎなみ大人塾 (はじめの一歩、地域、総合の3コース)

- ・自由で、新しい発想を育む学習の場として、学習支援者のアドバイスを交えた受講者相互の学習や討論を基本にした事業。区民相互のネットワーク構築と学びを深めることを目指している。
- ・プログラムの終了後には、修了生の自主的な団体（「大人塾連」）と連携しながら、終了後の活動が持続、発展するよう支援を行う。
→「大人塾連」有志を主体とした「大人塾まつり」等を社会教育センターと共に実施し、社会教育のすそ野の拡大や学習者・団体の連携が実現。

▶ U30事業 (U30ミーティングによる企画会議及び講座、みんなの大運動会の開催等)

- ・30歳以下の若者が職場や学校以外でつながり、地域に関わるきっかけ作りを目指す。
→社会教育事業における若年層参加者の掘り起こしを目指す。

6 成人学習支援②

成人学習支援（すぎなみ大人塾、U30事業）の課題

- ・ 地域や世代を超えて多様な人々が、身近なところで参加しやすい学びの機会をつくり出し、これを継続していく必要がある。
- ・ 学びの成果を地域づくり等に活かすことができる力を養い、参加者が主体的に参加・参画できるよう支援していく必要がある。

7 団体等との協働事業①

- ▶ 社会参加支援（済美教室及びにほんご教室）
 - ・特別支援学校等卒業者の社会参加・仲間づくりとしての余暇活動支援。
 - ・杉並区で暮らす外国人に対する日本語能力向上の支援。
- ▶ ユネスコ活動支援（中学生クラブ・ユネスコ教室、成人向け事業）
 - ・国際理解や平和の推進を図る活動を杉並ユネスコ協会と共催により実施。
- ▶ 総合文化祭・文化団体育成
 - ・杉並区文化団体連合会との共催により実施。

8 団体等との協働事業②

社会参加支援（済美教室及びにほんご教室）の課題

- ・社会参加支援と位置付けられる事業では、将来的な担い手の確保が必要となる。

総合文化祭・文化団体育成の課題

- ・区民の文化活動は今後も多様化することが想定されるため、新たな分野の団体へ門戸をどう開いていくかを議論していく必要がある。

9 科学教育の推進

- ・すぎなみサイエンスフェスタ
- ・天体観望会
- ・移動式プラネタリウム
- ・気軽に楽しめる科学ワークショップ
- ・科学トークイベント
- ・小中学生対象の連続講座（FSC）

※令和5年度より、「次世代型科学教育の新たな拠点イマジナス（IMAGINUS）」の運営事業者に、上記の次世代型科学教育事業移動を委託し実施。

→社会教育センターとIMAGINUSとの役割分担については、別紙「次世代型科学教育事業の概要」を参照。

科学教育の推進の課題

- ・「出前型・ネットワーク型」事業の実施を通して、区民等へは次世代型科学教育の一定の浸透は図られてはいるが、参加者増にはまだ伸びしろがある。体験を通じての科学教育の魅力をさらに周知し、参加者増につなげる必要がある。

10 社会教育士の活用 (社会教育士と創る学び合い)

▶ 学び合いのワークショップ

- ・社会教育士等が取り組む活動内容からテーマを設定し、参加者同士が、その事例の良い点や課題、さらには改善策等を意見交換しアイデアを出し合うことで、その活動をより良いものへつなげることをねらいとして開催。

▶ スキルアップ講座

- ・社会教育士等が実際に活動する中で必要と感じる知識やスキル等を学び、活動をより良くしてもらうことをねらいとして開催。

社会教育士の活用の課題

- ・さまざまな分野にかかわる人々が、社会教育活動を通じて繋がれる居場所や舞台を支援し、地域のウェルビーイングにつなげる必要がある。

11 今後の展望①

- ▶ 「学びの機会の提供」はセンター事業において、今後も最大のミッションであるが、関心を持つ区民が参加しやすい環境にこれまで以上に心を碎く必要がある。
→活動をはじめたい、学びたいという“小さな一歩”に対応する相談体制の充実
- ▶ 区民の「学びの機会」を繋げ、豊かな地域づくりを支援する人材をこれまで以上に育成する必要がある。
→そのための人材として、社会教育士等を中心とした中核的な担い手のための学びの場やネットワークづくりを今後も推進する。
→ネットワークづくりにおいては、公民連携プラットフォームの活用といった情報発信の仕組みも活用する。

12 今後の展望②

- ▶ 社会教育活動を広げるための具体的方策として地域での学び合う機会や場が充実する必要がある。そのために「学びのプラットフォーム」が今後進展する際には、社会教育士等で構成される組織体が担い手として活動できるよう、支援や助言が行える仕組みを構築する必要がある。
- ▶ 「出前型・ネットワーク型」による事業展開を通して、区民と科学の拠点との接点を豊かにしながら、地域の生活や暮らしの中に科学の視点を拡げて生かすことを意識し事業実施する必要がある。